

一般社団法人日本色彩学会 全国大会・研究会大会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本色彩学会の全国大会ならびに研究会大会の運営について規定する。

(開催)

第 2 条 毎年度、原則として、全国大会と研究会大会を 1 回ずつ開催する。

2 開催時期は、原則として、全国大会を春期（5 月～6 月頃）、研究会大会を秋期（10 月～11 月頃）とする。

3 全国大会は連番で「第〇回全国大会」、研究会大会は年度を冠し「平成〇年度研究会大会」と呼称する。

(組織)

第 3 条 両大会の実行委員長は、事業委員会が起案し、理事会の承認を経た後、会長から委嘱する。

2 両大会の実行委員は、実行委員長が人選する。ただし、研究会大会については、各研究会から 1 名以上を含むものとする。

3 両大会の事務局は、学会本部事務局が担当する。

(行事)

第 4 条 全国大会では、学会員（非会員との連名を含む）による一般の研究発表・作品発表のほか、実行委員会が企画する特別講演、チュートリアル講演、シンポジウム、講習会、見学会、企業展示会、交流会などを実施する。

2 研究会大会では、各研究会が企画するテーマ別の研究発表・作品発表（organized session 等）、講演、シンポジウム、講習会、見学会などを実施する。ただし、実行委員会が必要と認めた場合、実行委員会が企画する特別講演、チュートリアル講演、シンポジウム、講習会、見学会、企業展示会、交流会などを実施することができる。

3 研究会大会では、原則として、学会員（非会員との連名を含む）による一般の研究発表・作品発表は募集しない。

(表彰)

第 5 条 全国大会では、一般社団法人日本色彩学会研究奨励賞規程に基づいて決定した受賞者に、発表奨励賞を贈る。

(規程の改廃)

第 6 条 本規程の改廃は、理事会がこれを行う。

附則

本規程は、2015 年（平成 27 年）4 月 1 日から施行する。

一部改正 2017 年（平成 29 年）4 月 1 日